

平成30年10月30日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本明夫 殿

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社ゲオ
代表取締役 吉川恭史

[連絡先]

株式会社ゲオホールディングス



回答書

拝復 貴法人からの弊社に対する平成30年5月31日付申入書（以下「本件申入書」といいます。）に対し、弊社より平成30年6月28日付回答書（以下「本件回答書」といいます。）をお送りしましたところ、貴法人より再度平成30年10月17日付連絡書（以下「本件連絡書」といいます。）を頂きましたので、これに対し、以下のとおりご回答申し上げます。

- (1) 貴法人は、本件申入書において、弊社が定める延滞料金に関する規定が『損害賠償額の予定』に該当すると断定され、本件規定が、民法第415条及び第416条の任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し、かつ消費者の義務を加重する規定である（消費者契約法第10条前段該当性）と主張されました。そして、その内容として、
- ①本件規定が、消費者の帰責事由の有無を問わずに延滞料金を発生させる定めになっていること（同条後段該当性）
 - ②本件規定で定める延滞料金の額が、実損害を超えた金額であること（同条後段該当性）
 - ③本件規定が、弊社の損害軽減義務を免除する旨定めしていること（同条後段該当性）
- 等を挙げておられます。
- (2) そこで、弊社は本件回答書により、延滞料金が損害賠償額の予定ではなく、期間毎に設定された当初の金額とは異なるレ

ンタル料金に過ぎない旨ご回答し、これをご理解頂くために消費者庁の消費者契約法逐条解説の記載を引用させて頂いた次第です。

- (3) 本件規定が損害賠償額の予定に該当しない以上、貴法人のご主張されるように、本件規定が『(民法第415条及び第416条の)任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項』に該当するとは言えないものと考えます。
- (4) 貴法人は、本件申入書、本件連絡書において、当初料金及び延長料金の合計額がレンタル商品の再調達価格を超えることを問題とされているようですが、仮にそのような結果となったとしても、本件規定が損害賠償額の予定に当たらず、消費者契約法第10条の適用を受けない以上「消費者の利益を一方的に害するもの（消費者の権利を制限し、かつ消費者の義務を加重するもの）」に該当しないことは明らかです。

因みに、レンタル料金の合計額が当該レンタル商品の再調達価格を超えることになったとしても、法的には何らの問題も生じません。商品のレンタル契約は、特定の商品を期間ごとに定めたレンタル料金をもってレンタルすることを内容とした契約であり、消費者は、レンタル期間に応じたレンタル料金を支払う契約上の義務を負います。レンタル期間が長期間に及びレンタル料金が商品の再調達価格を超えたからといって、レンタル料金を支払わなくてよいという理論は成り立ちません。

長期間建物を賃借している賃借人が賃貸借契約後に支払ってきた賃料の合計額が、賃借建物の再調達価格を超えたからといって、それ以降の賃料を支払わなくてもよいという理論は寡聞にして聞いたことがございません。

もとより、本件規定においては、延長料金が過大になることを回避するため、その上限が設けられていることは本件回答書でご指摘したとおりです。

以上及び本件回答書で述べましたとおり、弊社としては貴法人がご要望される「本件規定の速やかな利用停止」または「消費者契約法第10条に適合する内容への本件規定の改訂」には応じかねますので、この旨ご回答申し上げます。

以上